

副 本

平成25年(東)第175号, 第1490号 和解仲介手続申立事件
申立人 [REDACTED] ほか100名, [REDACTED] ほか9名
被申立人 東京電力株式会社

副
本
直
送

上 申 書

(A-3)

平成26年4月4日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

仲介委員 安 藤 武 久 先生
同 丸 山 裕 司 先生
同 養 毛 誠 子 先生

被申立人代理人弁護士 棚 村 友 博



同 田 中 秀 幸



(連絡担当) 同

幸 幸 太 郎



標記の件につき、貴センターから、平成26年3月20日付けで「和解案提示理由書」(以下「本件理由書」といいます。)及び個別案件であるA-3世帯([REDACTED]様)の和解案(以下「本件和解案」といいます。)が示されています。

本件理由書に記載されている共通事項については、別途、本件理由書に対する「上申書」(以下「共通上申書」といいます。)にて被申立人の意見を申し上げることとし、本書では、共通上申書での主張に加え、本件和解案についての被申立人の意見を申し述べます。

第1 既払金の控除について

本件和解案では、本賠償手続きにおいて申立人に支払い済みの賠償金のうち、いわゆる簡易請求によって支払われた賠償金が既払金控除の対象とされています。

この点、簡易請求は、本来であればご請求者様に証拠を提出していただき、審査の上で当該請求に係る賠償をさせていただくものであるところ、ご請求者様の

選択により、第2期の当該ご請求者様への賠償の実績を基準に、第3期以降も同等の費用を負担されたものとみなし、証拠の提出を求めることなく一定額の賠償に応じるものであって、専らご請求者様の請求の便宜を図るものです。

そして、簡易請求による賠償を既払金控除の対象としないことは、第3期以降も第2期と同等の一時立入費用を負担したご請求者様が、簡易請求によらずに証拠を提出して賠償を受けた場合には当該賠償額を既払金として控除するのに対し、簡易請求によって証拠を要せず賠償を受けた場合には既払金として控除しないという、明らかに不合理かつ請求者間で不公平な結果となります。

また、簡易請求に対する賠償は、上記のとおり、第2期の賠償実績を基準に、第3期以降においても同様の費用が発生したと「みなす」ものである以上、その内訳は、第2期の賠償実績から明確になるものであり（被申立人において、主張整理一覧表上でその内訳を明確にしています）、内訳が不明確であるから一律既払金控除の対象としないという見解も当てはまりません。そして、ご請求者様自身が、第3期以降の賠償について、（証拠の提出が必要になる通常の請求によらず）第2期と同等の費用とみなしての賠償を受けることを選択していることから、簡易請求分の内訳を上記のとおり分けて理解することが合理的です。

したがって、少なくとも、簡易請求に対する賠償額のうち、第2期の一時立入費用相当額（当該実績に基づき簡易請求として賠償された金額）については、既払金控除の対象とされるべきと思料いたします。

第2 宅地について

- 1 本件和解案において、貴センターは、申立人らの所有する宅地（以下「本件宅地」といいます。）の財物損害について、以下の計算式により和解額を算定されています。

（算定方法）

福島市平均宅地価格(①×③) + (本件宅地の面積④ - 福島市の平均地積③) × 本件宅地の固定資産評価額② × 1.43

- ① 移転予定地（福島市）の平均宅地単価 = 47,159円/㎡
- ② 本件宅地の固定資産税評価額
- ③ 福島市の平均地積 = 241㎡
- ④ 本件宅地の面積

※ 上記①及び③は平成22年度の福島市地価公示による

この貴センターの考え方は、申立人らが福島市において平均的な面積の宅地を取得する費用も考慮して本件宅地の財物価値減少に係る賠償額を算定するものといえます。

- 2 しかしながら、財物損害とは、滅失又は毀損した財物の価値減少部分を填補するものであり、これは、中間指針も「（当該財物の価値が）現実に価値を喪失し又は減少した部分」が賠償すべき損害とし（中間指針30頁参照）、また中間指針第二次追補が、「（当該財物の）本件事故発生直前の価値を基準として」賠償額を算定すべきことを明記しているところです（中間指針第二次追補12頁以下参照）。

したがって、財物損害の対象となる財物（本件宅地）ではなく、他の財物（福島市の平均的な宅地）の取得費用をもって賠償額算定の基礎とする貴センターの考え方は、財物賠償としては、不法行為理論及び中間指針の考え方を逸脱しています。

- 3 また、宅地については、中間指針第四次追補が、「移住等…のために負担した費用」、具体的には「宅地…取得のために実際に発生した費用…と事故時に所有していた宅地の事故前価値…との差額」を「住居確保に係る損害」を賠償の対象とするとしています（中間指針第四次追補9頁）。

しかしながら、同費用はあくまで財物損害とは別個の損害として観念されており、移転先の宅地の取得費用を財物損害として捉える貴センターの考え方はこれと相いれないものです。

- 4 加えて、中間指針第四次追補によると、かかる損害は「原則として、現実に費用が発生しない限りは賠償の対象とはならない」ものとされています。同追補は、「移住等の蓋然性が高いと客観的に認められる場合や住宅を取得せず借家に移住等をする場合」における、「移住等の先の平均的な土地価格や工事費の見積り額等を参考にして事前に概算で賠償し、事後に調整する等の柔軟かつ合理的な対応」を提案していますが、これはあくまで例外的な措置です。また、本件では、申立人らが移転の希望を述べられているものの、その内容は抽象的なものが多く、申立人らの移住の必要性及び相当性自体について個別具体的な主張立証がなされているとは言い難い状況にあります。したがって、本件は「住居確保に係る損害」が認められるべきものではなく、仮に認めるとしても、一定の割合的な減価がなされるべき事案であると思料します。

- 5 さらに、貴センターの上記考え方は、中間指針第四次追補における財物損害及び「住居確保に係る損害」の合計額を超える賠償額を導くものです。

たとえば、本件宅地の面積が1000㎡であった場合を例にとると以下のとおりとなります。

① 中間指針第四次追補

住宅確保損害： $250\text{m}^2 \times 38,000\text{円} - 400\text{m}^2 \times A\text{円}$

財物損害： $1,000\text{m}^2 \times A\text{円}$

合計： $250\text{m}^2 \times 38,000\text{円} + 600\text{m}^2 \times A\text{円} = 9,500,000\text{円} + 600 \times A\text{円}$

※ 本件宅地の事故時の1平米あたりの時価をAとしている。

※ 「住宅確保に係る損害」の算定に際し、①移住に要した費用及び②本件事故前に所有していた宅地の面積を限定している。具体的には、①につき、福島県都市部の平均宅地面積（ 240m^2 ）かつ福島県都市部の平均宅地単価（3万8000円）とし、②につき 400m^2 としている。

② 黄センターの考え方

財物損害： $241\text{m}^2 \times 47,159\text{円} + (1000\text{m}^2 - 241\text{m}^2) \times A\text{円}$

$= 11,365,319\text{円} + 759 \times A\text{円}$

③ 差額（②－①）

$(11,365,319\text{円} + 759 \times A\text{円}) - (9,500,000\text{円} + 600 \times A\text{円})$

$= 1,865,319\text{円} + 159 \times A\text{円}$

このように、黄センターの考え方は、(i)算定方法の違いに加え、(ii)移住に要した費用の基準価額（47,159円/㎡）が中間指針第四次追補（38,000円/㎡）より高く設定されていることにより、結論として、中間指針第四次追補を大幅に超える、これとは全く異質の賠償額を認めようとするものです。

- 6 なお、財物価値のみを把握するのではなく、申立人の移転先を確保するという観点から賠償額を検討するならば、移転予定地（福島市）の平均宅地単価及び平均地積については、本件事故発生時のものではなく、移転（予定）時（たとえば、平成25年度）のものをを用いるべきです。

しかしながら、本件和解案は平成22年度の数値を用いており、その結果、以下のとおり、実際に移転に要する費用を超えた金額を確保せしめる内容となっています（なお、福島市の住宅地価額は18年連続で下落しています（別紙2の3頁）。）。

（本件和解案）

平均宅地単価： 47,159円/㎡

平均地積： 241.35m^2

※ 平成22年度の福島市地価公示による

(平成25年度)

平均宅地単価： 41,533/㎡ (地価公示) , 41,554/㎡ (地価調査)

平均地積： 225.4㎡ (地価公示) , 227.2㎡ (地価調査)

※ 別紙1の3頁

- 7 以上のとおり、本件和解案は、宅地の財物損害について中間指針(追補も含む。)と大きく異なる考え方に立脚するものといわざるを得ず、また申立人の移転(予定)先を確保するという観点を取り入れつつ、移転(予定)時とは異なる時点の価額を基礎に賠償額を算定することは論理が一貫せず、このような考え方を受け入れることは困難ですので、ご再考をお願いいたします。

第3 居住建物

- 1 本件和解案は、居住建物の財物損害につき以下の方法で和解額を算定しています。
(算定方法)

$$\text{和解額} = \text{想定新築価格} - \{ \text{想定新築価格} \times (100\% - 80\%) \times \text{築年数} / 48\text{年} \}$$

※想定新築価格＝158,800円/㎡ (H23年平均新築単価) × 床面積

※耐用年数(48年)については、木造建物の場合を記載している。

上記の考え方は、当該居住建物の財物価値が建築後48年経過後も8割残存していると仮定したものです。

- 2 しかしながら、たとえば、(i)不動産鑑定評価において原価法を用いる場合には、法定耐用年数(木造の住宅では22年)又は経済的耐用年数(通常は法定耐用年数より短い。)を用い、かつ耐用年数経過後の残存価値はないものとされており、また、(ii)いわゆる損失補償基準においても、耐用年数経過後の残存価値は2割とされています。

そのため、貴センターの考え方は、居住建物の財物価値を大きく上回る金額を算定するものであり、財物損害の枠組みを大きく逸脱するものです。

- 3 また、居住建物について、中間指針第四次追補は、「住宅(建物で居住部分に限る。)取得のために実際に発生した費用…と本件事故時に所有し居住していた住宅の事故前価値との差額であって、事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の75%を超えない額」(中間指針第四次追補10頁参照)を「住宅確保に係る損害」として賠償の対象とするとしています(中間指針第四次追補9頁)。

しかしながら、同費用はあくまで財物損害とは別個の損害として観念されており、移転先の宅地の取得費用を財物損害として捉える貴センターの考え方はこれと相

いれないことは、宅地における場合と同様です（本書面第2の3）。

- 4 さらに、かかる「住宅確保に係る損害」は、(i)現実に費用が発生しない限りは原則として賠償の対象とはならず、帰還困難区域に当該宅地があることから即ち賠償対象となるわけではないこと、(ii)本件で申立人らの移住の必要性及び相当性自体について個別具体的な主張立証がなされているとは言い難い状況にあることは、宅地における場合と同様です（本書面第2の4）。
- 5 また、仮に、貴センターが前記第3の1で記載した算定方法を維持するとしても、貴センターの他の和解事例では、同様の算定方法をとる際に、残存割合を6、7割程度とされる事件もある中、本件和解案においてこれを6割ではなく特に8割とした根拠が明らかではありません。この点については、合理的な理由をご教示いただきたいと思います。
- 6 以上のとおり、本件和解案は、居住建物の財物損害について中間指針（追補も含む。）と大きく異なる考え方に立脚するものといわざるを得ず、このような考え方を受け入れることは困難ですので、ご再考をお願いいたします。

以 上

別 紙 1

(審 39)参考 1

調査報告書

平成 25 年 11 月

福島県内の宅地の調査



一般財団法人日本不動産研究所